

しょうせきのうほうしょう 掌蹠膿疱症の患者さまへ

横須賀共済病院では治験を実施しております

治験とは…

薬の候補を「医薬品」として厚生労働省から承認を受けるために行う臨床試験のことです。

治験を行う製薬会社、病院、医師は「薬機法」というくすり全般に関する法律と、これに基づいて国が定めた「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」（＝GCP [Good Clinical Practiceの略]）という規則を遵守して行います。

【この治験にご参加いただける患者さま】

- 掌蹠膿疱症と診断された方
- 局所ステロイド及び/又は局所ビタミンD3誘導体製剤での治療に対して十分な効果が得られていない方
- 20歳以上の方
- 治験期間中に定期的な通院が可能な方

（治験期間は10ヶ月間です。最初の約5ヶ月間は2週間毎の通院、その後の約5ヶ月間は4週間毎の通院をして頂きます）

※上記以外にも基準があり、治験にご参加いただけない場合もあります。

ご興味のある方は治験窓口までご連絡下さい

【この治験に関する窓口】

横須賀共済病院 皮膚科

電話番号：046-822-2710（代表）

治験コーディネーターまでお問い合わせください

